

5. 「北方領土」¹問題

日本政府は、1951年に調印したサンフランシスコ平和条約で、択捉島および国後島を含む千島列島を放棄しており、国会もそれを批准している。

しかし、日本政府は、サンフランシスコ平和条約調印時の千島列島の範囲についての解釈、すなわち択捉島および国後島は千島列島に含まれるとする解釈を1961年に変更し、その後、現在まで、択捉島および国後島は、サンフランシスコ平和条約で放棄した千島列島には含まれないという立場をとっている。したがって、この1961年以降の日本政府の解釈の変更は合理的であるか、ということが問われる。

また、日本政府は、「北方領土」が外国の領土に一度もなかったことがない日本の「固有の領土」であるという理由により、日本の領土であると主張している。

しかし、ヨーロッパでは、諸国家の領土は歴史的に変遷しており、外国の領土に一度もなかったことがない領土であっても、戦争・条約の締結その他の理由により、外国の領土になることはあり得ると理解されていると考えられる。例えば、日本と同じく第2次世界大戦における敗戦国であったドイツは、遅くとも1618年以降、一貫してドイツ（プロイセン）領であったケーニヒスベルグ（東プロイセン、現ロシア領カリーニングラート）を含む東方の領土を、第2次世界大戦の敗北の結果、失うことになったが、政府と多くの国民はそれを受け入れている。それに対して、日本政府は、ドイツと同様に周辺諸国を侵略することによって第2次世界大戦を引き起こした戦争責任のある国家の政府でありながら、いったんは受け入れた択捉島および国後島を含む千島列島の放棄を、1961年以降、認めないという立場をとっている。したがって、外国の領土に一度もなかったことがない領土は、どんなことがあっても日本の領土であるという主張は合理的であるか、ということが問われる。

この、外国の領土に一度もなかったことがない領土であるから日本の領土である、という主張は、米英ソが調印した1941年の大西洋憲章における戦勝国による領土不拡大の原則からすれば、合理的であるように思えるが、実際には、ドイツの事例でも明らかなように、連合国によって実行されなかった。また、大西洋憲章における領土不拡大の原則に則れば、日本政府は、少なくとも千島列島はすべて日本の領土であると主張できるのであるが、第2次世界大戦後、日本政府は一度もそのような主張をしたことはない。



¹ 「北方領土」という用語は、1961年頃から日本政府により使用されるようになった用語である。1961年頃までは、択捉島および国後島は、一般的にも政府内でも「南千島」と呼んできたが、政府は、1961年に、「択捉島と国後島はサンフランシスコ平和条約で放棄した千島列島には含まれない」という立場に移行したため、この両島を「南千島」と呼ばなくなった。そこで、歯舞諸島と色丹島を含めて、新しい呼称である「北方領土」という用語を使い始めた。なお、ロシア語の Курильские острова（クリル諸島）は、カムチャツカ半島沖のシュムシュ島から国後島までの全島を言う。またとくに、日本で「歯舞諸島」と呼んでいる6つ（小さな岩礁を含めれば、6つ以上ある）の小島と色丹島を Малая Курильская гряда（小クリル列島）と言うときもある。なお、「歯舞諸島」にあたるロシア語はない。また、行政区画としては、国後島および小クリル列島が Южный Курильский район（南クリル地区）、エトロフ島を含む残りの諸島が Курильский район（クリル地区）であり、いずれもサハリン州に含まれる。日本政府の言う「北方領土」は、ロシアの行政区画としては、南クリル地区にエトロフ島を加えた地域ということになる。ちなみに、「北方領土」をそのままロシア語に直すと Северная территория となるが、多くのロシア人にとってはまったく意味不明であり、そのロシア語が、日本政府が返還を要求している、択捉島、国後島および小クリル列島（日本で言う色丹島および歯舞諸島）を意味するものであることはまったく理解されない。したがって、「北方領土」について、正確にロシア語で言おうとするのであれば、 южные Курильские острова（южная часть Курильских островов）， то есть, остров Итуруп, остров Кунашир, и Малая Курильская гряда（南クリル諸島、すなわちイトルップ島およびクナシリ島、ならびに小クリル列島）と具体的に島名を言わなければならない。また日本でよく言われる「(北方)四島」というのも、実際には4島ではないので、ロシア語で четыре северных острова などと言ってもまったく意味不明である。日本が返還要求している島の数は、ロシアにおける認識では9島（小さな岩礁を含めればそれ以上）である

1. 「日本國魯西亞國通好條約」(1855年2月7日)²第2条

【オランダ語正文³】

ARTIKEL 2

Van nu af zal de grens tusschen de eilanden Itoeroep (Iedorop) en Oeroep zyn. Het geheel eiland Itoeroef behoort aan Japan en het geheel eiland Oerop, met de overige Koerilsche eilanden, ten noorden, behoren tot Russische bezittingen. Wat het eiland Krafto (Saghalien) aangaat, zoo blyft het ongedeeld tusschen Rusland en Japan, zoo als het tot nu toe geweest.

【オランダ語正文からの日本語訳⁴】

これから後、境界はイトルブ(イェドロブ)島とウロブ島の間にあるべし。イトルブ全島は日本に属しそしてウロブ全島は残りの、北のほうの、クリル諸島とともに、ロシアの所有に属する。カラフト(サハリン)島については、従来どおりロシアと日本との間に不分割のままにとどまる。

【ロシア語⁵】

Статья II

Отныне границы между Россией и Японией будут проходить между островами Итурупом и Урупом. Весь остров Итуруп принадлежит Японии, а весь остров Уруп и прочие Курильские острова к северу составляют владение России. Что касается острова Карафуто [Сахалина], то он остаётся неразделённым между Россией и Японией, как было до сего времени.

【日本語⁶】

第二條

今より後日本國と魯西亞國との境「エトロブ」島と「ウルップ」島との間に在るへし「エトロブ」全島は日本に屬し「ウルップ」全島夫より北の方「クリル」諸島は魯西亞に屬す「カラフト」島に至りては日本國と魯西亞國との間に於て界を分たすはさて仕來の通たるへし

【ロシア語からの日本語訳⁷】

これから後、日本とロシアとのあいだの境界はイトルブ島とウルップ島とのあいだを通ることとなる。イトルブ全島は日本に属し、ウルップ全島および北方のその他のクリル諸島は、ロシアの領土となる。カラフト(サハリン)島については、従来どおりロシアと日本とのあいだで不分割のままとする。

【解説】この「日本國魯西亞國通好條約」第2条により、初めて、日露間の国境が択捉島とウルップ島とのあいだに引かれた。なお、サハリン(樺太)の帰属は決められなかった。

ちなみに、当時の日本語訳文は、日本外務省が作成した資料集等に掲載されて一般に流布されているが、翻訳は不正確である。その不正確な日本語訳をもとに、現在、「日露和親条約締結当時、日露双方とも、ウルップ島を含めてその北方の島々を千島列島と理解していた」とする主張があり、この主張は、「国後、択捉両島は日本固有の領土であって、サンフランシスコ平和条約で放棄した『千島列島』には含まれない」という現在の日本政府の主張につながる。しかし、オランダ語正文、ロシア語訳文等を見る限り、日露和親条約はウルップ島以北だけを千島列島と見なしているという結論を引き出すことはできない。

2. 「サンクト・ペテルブルク条約」(1875年)⁸第2条

【フランス語正文⁹】

Article II

En échange de la cession à la Russie des droits sur l'île de Sakhaline, énoncée dans l'article premier, Sa Majesté l'Empereur de toutes les Russies, pour Elle et Ses héritiers, cède à Sa Majesté l'Empereur du Japon le groupe des Îles dites Kouriles qu' Elle possède actuellement, avec tous les droits de souveraineté découlant de cette possession, en sorte que désormais ledit groupe des Kouriles appartiendra à l'Empire du Japon. Ce groupe comprend les dix-huit îles ci-dessous nommées : 1/ Choumchou, 2/ Alaïd, 3/ Paramouchir, 4/ Makanrouchi 5/ Onékotan, 6/ Harimkatan, 7/ Elaima, 8/ Chiachkotan, 9/ Moussir, 10/ Raïkoké, 11/ Matoua, 12/ Rastoua, 13/ les îlots de Srednéva, 14/ Kétoï, 15/ Simousir, 16/ Broton, 17/ les îlots de Tchorpoi et Brat Tchepoïeff, 18/ Ouroup, en sorte que la frontière entre les Empires de Russie et du Japon dans ces parages passera par le détroit qui se trouve entre le cap Lopatka de la péninsule de Kamtchatka et l'île de Choumchou.

【ロシア語¹⁰】

² 「日露和親条約」もしくは「日魯通好条約」、または調印された土地の地名にちなんで「下田条約」と呼ばれることがある。なお、正文はオランダ語である。オランダ語正文、ならびに当時のロシア語および日本語の訳文は、『締盟各国条約彙纂』第1編、外務省記録局、1889年(国立国会図書館近代デジタルライブラリー <http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/798309>)、585-589頁を参照。また、日本語の訳文は、外務省『われらの北方領土 資料編』2015年版、17頁 (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000035454.pdf>) を参照。

³ 交渉時、日本側にはロシア語を解する者が、ロシア側には日本語を解する者が、それぞれいなかったため、交渉は主としてオランダ語で行われ、双方が合意した条約文はオランダ語の条約文だけである。オランダ語の条約文は、村山七郎『クリル諸島の文献学的研究』三一書房、1987年、180頁も参照。

⁴ オランダ語からの日本語訳は村山による(同上)。

⁵ Полное собрание законов Российской Империи. Собрание Второе. Том XXXII. Отделение 1. 1857 г. (№ 31699) (<http://www.runivers.ru/bookreader/book9923/#page/280/>) また、在ロシア日本国大使館ホームページ (<http://www.ru.emb-japan.go.jp/RELATIONSHIP/MAINDOCS/1855.html#7>)。

⁶ 外務省記録局『締盟各国条約彙纂』第1編、外務省記録局、1889年、585-589頁(国立国会図書館近代デジタルライブラリー <http://kindai.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/798309> コマ番号 309)。また外務省『われらの北方領土 資料編』2015年版、17頁 (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000035454.pdf>)。

⁷ ロシア語からの日本語訳は上野による。

⁸ 日本では一般に「樺太千島交換条約」と呼ばれてきた。しかし、この条約は、樺太と千島を交換することを取り決めたわけではないので、条約の内容を誤解させるおそれのある「樺太千島交換条約」という名称は用いないこととする。

⁹ 『締盟各国条約彙纂』第1編、外務省記録局、1889年、647-648頁(国立国会図書館近代デジタルライブラリー <http://kindai.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/798309> コマ番号 339-340)。

¹⁰ Полное собрание законов Российской Империи. Собрание Второе. Том LI. Отделение 1. 1876 г. (№ 55696) (<http://www.runivers.ru/bookreader/book9975/#page/195/>) また、在ロシア日本国大使館ホームページ (<http://www.ru.emb-japan.go.jp/RELATIONSHIP/MAINDOCS/1905.html#1>)。

Статья 2

Взамен уступки России прав на остров Сахалин, изъяснённой в статье первой, Его Величество Император Всероссийский, за Себя и Своих Наследников, уступает Его Величеству Императору Японскому группу островов, называемых Курильскими, которыми Он ныне владеет, со всеми верховными правами, истекающими из этого владения, так что отныне сказанная группа Курильских островов будет принадлежать Японской Империи. Эта группа включает в себе нижеозначенные восемнадцать островов, а именно: 1) Шумшу, 2) Алайд, 3) Парамушир, 4) Маканруши, 5) Онекотан, 6) Харимкотан, 7) Экарма, 8) Шиашкотан, 9) Муссир, 10) Райкоке, 11) Матуга, 12) Растуга, 13) островки Среднева и Ушисир, 14) Кетой, 15) Симусир, 16) Бротон, 17) островки Черпой и Брат Черпоев и 18) Уруп, так что пограничная черта между Империями Российской и Японской в этих водах будет проходить через пролив, находящийся между мысом Лопаткою полуострова Камчатки и островом Шумшу.

【日本語¹¹⁾】

第二款

全魯西亜国皇帝陛下ハ第一款ニ記セル樺太島(即薩哈連島)ノ権理ヲ受シ代トシテ其後胤ニ至ル迄現今所領「クリル」群島即チ第一「シュムシュ」島第二「アライド」島第三「パラムシル」島第四「マカンルシ」島第五「ヲネコタン」島第六「ハリムコタン」島第七「エカルマ」島第八「シャスコタン」島第九「ムシル」島第十「ライコケ」島第十一「マツア」島第十二「ラスツア」島第十三「スレドネワ」及「ウシシル」島第十四「ケトイ」島第十五「シムシル」島第十六「プロトン」島第十七「チエルポイ」ならびに「ブラット、チエルポエフ」島第十八「ウルップ」島共計十八島ノ権理及ヒ君主ニ屬スル一切ノ権理ヲ大日本国皇帝陛下ニ譲リ而今而後「クリル」全島ハ日本帝国ニ屬シ¹²⁾東察加地方「ラバツカ」岬ト「シュムシュ」島ノ間ナル海峡ヲ以テ兩國ノ境界トス

【ロシア語からの日本語訳¹³⁾】

第2条

第1条に述べられたサハリン島に対する諸権利のロシアへの譲渡の代わりに、全ロシア皇帝は後継者に至るまで、クリル諸島と呼ばれる諸島の、自身が現在所有しているグループを、その所有に由来するすべての主権とともに日本皇帝に対して譲渡する。この島々のグループには以下の18島が含まれる。その18島とは、すなわち、1) シュムシュ、2)アライド、3)パラムシル、4)マカンルシ、5)オネコタン、6)ハリムコタン、7)エカルマ、8)シャスコタン、9)ムシル、10)ライコケ、11)マツア、12)ラスツア、13)スレドネヴァおよびウシシル、14)ケトイ、15)シムシル、16)プロトン、17)チエルポイおよびブラット・チエルポエフ、18)ウルップである。したがって、この海域におけるロシア国と日本国の境界はカムチャツカ半島ロバトカ岬とシュムシュ島との間の海峡を通過することになる。

【解説】現在、この1875年の「サンクト・ペテルブルク条約」(いわゆる「樺太・千島交換条約」)第2条の当時の日本語訳「現今所領『クリル』群島即チ第一『シュムシュ』島・・・第十八「ウルップ」島共計十八島」を根拠に、「千島列島とは、シュムシュ島からウルップ島までの18島である」とする主張がある¹⁴⁾。しかし、フランス語正文 *le groupe des îles dites Kouriles qu' Elle possède actuellement* の直訳「千島列島の自身が現在所有しているグループ」となる部分を、当時の日本語訳は「現今所領『クリル』群島」と訳しており、「千島列島のグループ」が『『クリル』群島』と簡略化されていて、*groupe* (グループ) に対応する語を別途訳出していない。このため、当時の日本語訳では、クリル群島すなわち千島列島がここで挙げられている18島だけを意味すると読めることになるが、フランス語正文では必ずしもそのように解釈することはできない。また、日本語訳には、フランス語正文およびロシア語訳文には存在していない「而今而後『クリル』全島ハ日本帝国ニ屬シ」の語句が付け加えられている。1875年当時は、こうした誤訳や正文に存在していない語句の付加による誤解は、特段の問題にはならなかった。というのは、1855年の「日本國魯西亜國通好條約」により、ウルップ島以南の択捉島、国後島、色丹島、歯舞群島などはすでに日本領として確定していたため、1875年の「サンクト・ペテルブルク条約」において、カムチャツカ半島のすぐ南にあるシュムシュ島から根室半島沖の歯舞群島まで、すべて日本の領土となったことは明白であったからである。

3. 「日露講和條約」(1905年9月5日調印)¹⁵⁾第9条(抜粋)

露西亜帝國政府ハ薩哈連島南部及其ノ附近ニ於ケル一切ノ島嶼並該地方ニ於ケル一切ノ公共營造物及財産ヲ完全ナル主權ト共ニ永遠日本帝國政府ニ讓與ス其ノ讓與地域ノ北方境界ハ北緯五十度ト定ム該地域ノ正確ナル境界線ハ本條約ニ附屬スル追加約款第二ノ規定ニ從ヒ之ヲ決定スヘシ(後略)

【解説】日露戦争後の講和条約であるこの条約により、サハリン(樺太)島南半部北緯五十度以南が日本に譲与された。

4. 「英米共同宣言」(大西洋憲章)(1941年8月14日)¹⁶⁾

アメリカ合衆国大統領及ヒ連合王国ニ於ケル皇帝陛下ノ政府ヲ代表スル「チャーチル」総理大臣ハ会合ヲ為シタル後両国力世界ノ為一層良キ将来ヲ求メントスル其ノ希望ノ基礎ヲ成ス兩國国策ノ共通原則ヲ公ニスルヲ以テ正シト思考スルモノナリ

一、兩國ハ領土其ノ他ノ増大ヲ求メス。

¹¹⁾ 注9に同じ。また外務省『われらの北方領土 資料編』2015年版、18頁 (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000035454.pdf>)。

¹²⁾ 下線部は日本語にのみ存在し、フランス語正文およびロシア語の条文にはない字句である。

¹³⁾ ロシア語からの翻訳は上野による。

¹⁴⁾ 現在の日本政府の主張がそれであるが、その初期の例としては、1950年3月8日衆議院外務委員会における千島列島の範囲についての質疑における浦口委員の見解がある。

¹⁵⁾ 一般に、調印された土地の地名にちなんで「ポーツマス条約」と呼ばれる。日本語正文は、『官報』1905年10月16日(国立国会図書館近代デジタルライブラリー <http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2950024?tocOpened=1>)を参照。

¹⁶⁾ 英文は *The Yearbook of the United Nations, B The Atlantic Charter* (<http://www.unmultimedia.org/searchers/yearbook/page.jsp?volume=1946-47&bookpage=2>)、邦訳は国会図書館ホームページ「日本国憲法の誕生」憲法条文・重要文書のページ (<http://www.ndl.go.jp/constitution/etc/f07.html>)、または外務省『われらの北方領土 資料編』2015年版、18-19頁 (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000035454.pdf>)を参照。また、国会図書館ホームページ「日本国憲法の誕生」憲法条文・重要文書には、英文もある (<http://www.ndl.go.jp/constitution/etc/c07.html>)。

- 二、 両国ハ関係国民ノ自由ニ表明セル希望ト一致セサル領土の変更ノ行ハルコトヲ欲セス。
- 三、 両国ハ一切ノ国民力其ノ下ニ生活セントスル政体ヲ選択スルノ権利ヲ尊重ス。両国ハ主権及自治ヲ強奪セラレタル者ニ主権及自治力返還セラルルコトヲ希望ス。
- 四、 両国ハ其ノ現存義務ヲ適法ニ尊重シ大国タルト小国タルト又戦勝国タルト敗戦国タルト問ハス一切ノ国力其ノ経済的繁栄ニ必要ナル世界ノ通商及原料ノ均等条件ニ於ケル利用ヲ享有スルコトヲ促進スルニ努ムヘシ。
- 五、 両国ハ改善セラレタル労働基準、経済的向上及ヒ社会的な安全ヲ一切ノ国ノ為ニ確保スル為、右一切ノ国ノ間ニ経済的分野ニ於テ完全ナル協カヲ生セシメントヲ欲ス。
- 六、 「ナチ」ノ暴虐ノ最終的破壊ノ後両国ハ一切ノ国民ニ対シ其ノ国境内ニ於テ安全ニ居住スルノ手段ヲ供与シ、且ツ一切ノ国ノ一切ノ人類カ恐怖及欠乏ヨリ解放セラレ其ノ生ヲ全ウスルヲ得ルコトヲ確實ナラシムヘキ平和カ確立セラルルコトヲ希望ス。
- 七、 右平和ハ一切ノ人類ヲシテ妨害ヲ受クルコトナク公ノ海洋ヲ航行スルコトヲ得シムヘシ。
- 八、 両国ハ世界ノ一切ノ国民ハ實在論的理由ニ依ルト精神的理由ニ依ルト問ハス強カノ使用ヲ抛棄スルニ至ルコトヲ要スト信ス。陸、海又ハ空ノ軍備カ自国ノ国外ヘノ侵略ノ脅威ヲ与エ又ハ与ウルコトアルヘキ国ニ依リ引續キ使用セラルルキハ将来ノ平和ハ維持セラルルコトヲ得サルカ故ニ、両国ハ一層広汎ニシテ永久的ナル一般的安全保障制度ノ確立ニ至ル迄ハ斯ル国ノ武装解除ハ不可欠ノモノナリト信ス。両国ハ又平和ヲ愛好スル国民ノ為ニ圧倒的軍備負担ヲ軽減スヘキ他ノ一切ノ実行可能ノ措置ヲ援助シ及助長スヘシ。

【解説】1941年8月14日に米英が調印し、9月24日にソ連政府が参加を宣言した「大西洋憲章」は、いわゆる「領土不拡大」の原則を定めている。この宣言は、のちに国際連合の公式文書となる「連合共同宣言」にも言及されている。

5. 「ヤルタ協定」(1945年2月11日)¹⁷

- 三大国即チ「ソヴィエト」連邦、「アメリカ」合衆国及英国ノ指揮者ハ「ドイツ」国力降伏シ且「ヨーロッパ」ニ於ケル戦争カ終結シタル後二月又ハ三月ヲ経テ「ソヴィエト」連邦カ左ノ条件ニ依リ連合国内ニシテ日本ニ対スル戦争ニ参加スヘキコトヲ協定セリ
- 一、 外蒙古(蒙古人民共和国)ノ現状ハ維持セラルヘシ
- 二、 千九百四年ノ日本国ノ背信的攻撃ニ依リ侵害セラレタル「ロシア」国ノ旧権利ハ左ノ如ク回復セラルヘシ
- (イ) 樺太ノ南部及之ニ隣接スル一切ノ島嶼ハ「ソヴィエト」連邦ニ返還セラルヘシ
- (ロ) 大連商港ニ於ケル「ソヴィエト」連邦ノ優先的利益ハ之ヲ擁護シ該港ハ国際化セラルヘク又「ソヴィエト」社会主義共和国連邦ノ海軍基地トシテノ旅順口ノ租借權ハ回復セラルヘシ
- (ハ) 東清鉄道及大連ニ出ロテ供与スル南滿洲鉄道ハ中「ソ」合弁会社ノ設立ニ依リ共同ニ運営セラルヘシ但シ「ソヴィエト」連邦ノ優先的利益ハ保障セラレ又中華民国ハ滿洲ニ於ケル完全ナル主権ヲ保有スルモノトス
- 三、 千島列島ハ「ソヴィエト」連邦ニ引渡サルヘシ
- 前記ノ外蒙古並ニ港湾及鉄道ニ関スル協定ハ蒋介石総帥ノ同意ヲ要スルモノトス大統領ハ「スターリン」元帥ヨリノ通知ニ依リ右同意ヲ得ル為措置ヲ執ルモノトス
- 三大国ノ首班ハ「ソヴィエト」連邦ノ右要求カ日本国ノ敗北シタル後ニ於テ確實ニ満足セシメラルヘキコトヲ協定セリ
- 「ソヴィエト」連邦ハ中華民国ヲ日本国ノ羈絆ヨリ解放スル目的ヲ以テ自己ノ軍隊ニ依リ之ニ援助ヲ与フル為「ソヴィエト」社会主義共和国連邦中華民国間友好同盟条約ヲ中華民国国民政府ト締結スル用意アルコトヲ表明ス

【解説】第二次世界大戦後の戦後処理を決めた米英ソによる「ヤルタ会談」において合意された「ヤルタ協定」により、ソ連の対日参戦、ポーツマス条約により日本がロシア帝国から譲与されたサハリン(樺太)島南半部北緯五十度以南のソ連への返還、千島列島のソ連への引き渡しが決められた。独ソ戦において第二次世界大戦参加国最大の2,000万人以上という犠牲者を出したソ連は対日参戦に消極的であったが、ソ連の対日参戦を強く求める米国は、「大西洋憲章」に違反していることを知りつつ、千島列島のソ連への譲与を条件にソ連の対日参戦を引き出した。したがって、サハリン(樺太)島南半部については、「返還されること (shall be returned / возвращения)」とされているのに対し、千島列島については「引き渡されること (shall be handed over / передачи)」となっている。

6. 「ポツダム宣言」(米、英、支三国宣言)(1945年7月26日)¹⁸

- 一、 吾等合衆国大統領、中華民国政府主席及「グレート・ブリテン」国総理大臣ハ吾等ノ数億ノ国民ヲ代表シ協議ノ上日本国ニ対シ今次ノ戦争ヲ終結スルノ機会ヲ与フルコトニ意見一致セリ
- 二、 合衆国、英帝国及中華民国ノ巨大ナル陸、海、空軍ハ西方ヨリ自国ノ陸軍及空軍ニ依ル数倍ノ増強ヲ受ケ日本国ニ対シ最後の打撃ヲ加フルノ態勢ヲ整ヘタリ右軍事カハ日本国力抵抗ヲ終止スルニ至ル迄同国ニ対シ戦争ヲ遂行スルノ一切ノ連合国内ノ決意ニ依リ支持セラレ且鼓舞セラレ居ルモノナリ
- 三、 蹶起セル世界ノ自由ナル人民ノカニ対スル「ドイツ」国ノ無益且無意義ナル抵抗ノ結果ハ日本国民ニ対スル先例ヲ極メテ明白ニ示スモノナリ現在日本国ニ対シ集結シツツアルカハ抵抗スル「ナチス」ニ対シ適用セラレタル場合ニ於テ全「ドイツ」国人

¹⁷ 正確には、「日本に関する協定 (Agreement regarding Japan)」である。正文は英語およびロシア語。英語正文は、*A decade of American foreign policy; basic documents, 1941-49, prepared at the request of the Senate Committee on Foreign Relations by the staff of the committee and the Dept. of State*, Washington, U.S. Govt. Print. Off., 1950, pp. 33-34 (<https://babel.hathitrust.org/cgi/pt?id=mdp.39015019162257;view=1up;seq=55>)、ロシア語正文は、Крымская конференция. 4-11 февраля 1945 г. Соглашение (http://www.hist.msu.ru/ER/Etext/War_Conf/krim19.htm)、邦訳は外務省編『日本外交年表並主要文書』下巻 1966年刊。国会図書館ホームページ「日本国憲法の誕生」憲法条文・重要文書のページ (<http://www.ndl.go.jp/constitution/etc/j04.html>)、または外務省『われらの北方領土 資料編』2015年版、19-20頁 (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000035454.pdf>) を参照。また、国会図書館ホームページ「日本国憲法の誕生」憲法条文・重要文書には英文もある (<http://www.ndl.go.jp/constitution/e/etc/c04.html>)。

¹⁸ 英文は Potsdam Declaration. Proclamation Defining Terms for Japanese Surrender Issued, at Potsdam, July 26, 1945 (<http://www.atomicarchive.com/Docs/Hiroshima/Potsdam.shtml>) を参照。邦訳は、外務省編『日本外交年表並主要文書』下巻 1966年刊、または国会図書館ホームページ「日本国憲法の誕生」憲法条文・重要文書のページ (<http://www.ndl.go.jp/constitution/etc/j06.html>)、または外務省『われらの北方領土 資料編』2015年版、20頁 (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000035454.pdf>) を参照。また、国会図書館ホームページ「日本国憲法の誕生」憲法条文・重要文書には、英文もある (<http://www.ndl.go.jp/constitution/e/etc/c06.html>)。

- 民ノ土地、産業及生活様式ヲ必然的ニ荒廢ニ歸セシメタルカニ比シ測リ知レサル程更ニ強大ナルモノナリ吾等ノ決意ニ支持セラ
ルル吾等ノ軍事力ノ最高度ノ使用ハ日本国軍隊ノ不可避且完全ナル壊滅ヲ意味スヘク又同様必然的ニ日本国本土ノ完全ナル破
壊ヲ意味スヘシ
- 四、無分別ナル打算ニ依リ日本帝国ヲ滅亡ノ淵ニ陥レタル我儘ナル軍国主義的助言者ニ依リ日本国力引續キ統御セラルヘキカ又ハ
理性ノ経路ヲ日本国力履ムヘキカヲ日本国力決意スヘキ時期ハ到来セリ
- 五、吾等ノ条件ハ左ノ如シ
吾等ハ右条件ヨリ離脱スルコトナカルヘシ右ニ代ル条件存在セス吾等ハ遅延ヲ認ムルヲ得ス
- 六、吾等ハ無責任ナル軍国主義カ世界ヨリ驅逐セラルルニ至ル迄ハ平和、安全及正義ノ新秩序カ生シ得サルコトヲ主張スルモノナ
ルヲ以テ日本国民ヲ欺瞞シ之ヲシテ世界征服ノ挙ニ出ツルノ過誤ヲ犯サシメタル者ノ権力及勢力ハ永久ニ除去セラレサルヘカ
ラス
- 七、右ノ如キ新秩序カ建設セラレ且日本国ノ戦争遂行能力カ破砕セラレタルコトノ確証アルニ至ルマテハ聯合國ノ指定スヘキ日本
国領域内ノ諸地点ハ吾等ノ茲ニ指示スル基本的目的ノ達成ヲ確保スルタメ占領セラルヘシ
- 八、「カイロ」宣言ノ条項ハ履行セラルヘク又日本国ノ主権ハ本州、北海道、九州及四国並ニ吾等ノ決定スル諸小島ニ局限セラル
ヘシ
- 九、日本国軍隊ハ完全ニ武装ヲ解除セラレタル後各自ノ家庭ニ復歸シ平和的且生産的ノ生活ヲ営ムノ機会ヲ得シメラルヘシ
- 十、吾等ハ日本人ヲ民族トシテ奴隸化セントシ又ハ国民トシテ滅亡セシメントスルノ意図ヲ有スルモノニ非サルモ吾等ノ俘虜ヲ處
待セル者ヲ含ム一切ノ戦争犯罪人ニ対シテハ嚴重ナル処罰加ヘラルヘシ日本国政府ハ日本国民ノ間ニ於ケル民主主義的傾向ノ
復活強化ニ対スル一切ノ障礙ヲ除去スヘシ言論、宗教及思想ノ自由並ニ基本的人權ノ尊重ハ確立セラルヘシ
- 十一、日本国ハ其ノ經濟ヲ支持シ且公正ナル実物賠償ノ取立ヲ可能ナラシムルカ如キ産業ヲ維持スルコトヲ許サルヘシ但シ日本国
ヲシテ戦争ノ為再軍備ヲ為スコトヲ得シムルカ如キ産業ハ此ノ限ニ在ラス右目的ノ為原料ノ入手(其ノ支配トハ之ヲ區別ス)ヲ許
可サルヘシ日本国ハ将来世界貿易關係ヘノ参加ヲ許サルヘシ
- 一二、前記諸目的カ達成セラレ且日本国民ノ自由ニ表明セル意思ニ從ヒ平和的傾向ヲ有シ且責任アル政府カ樹立セラルルニ於テ
ハ聯合國ノ占領軍ハ直ニ日本国ヨリ撤収セラルヘシ
- 十三、吾等ハ日本国政府カ直ニ全日本国軍隊ノ無条件降伏ヲ宣言シ且右行動ニ於ケル同政府ノ誠意ニ付適当且充分ナル保障ヲ提供
センコトヲ同政府ニ対シ要求ス右以外ノ日本国ノ選択ハ迅速且完全ナル壊滅アルノミトス

【解説】「ポツダム宣言」により、日本の主権の及ぶ範囲は、本州、北海道、九州、四国のほかは、連合国が決定する諸小島とされた。

7. 1950年3月8日衆議院外務委員会における千島列島の範囲についての質疑¹⁹

- 浦口委員²⁰ たいへん時間が迫つておるといふ委員長のお話ですので、簡単に明瞭に御質問いたしたいと思ひます。
- 千島諸島の帰属問題について、二、三御質問申し上げたいと思ひます。もちろん島嶼の帰属につきましては、講和條約に際しま
して、連合軍が決定するところではございますが、しかし一応われわれ国民といたしましては、その島の法的にあるべき姿をはつ
きりとつかんでおくことが、たいへん必要だと考えるわけでありまして、実は去る二月一日の外務委員会におきまして、島津政務局
長は、ヤルタ協定の「千島」という呼称については不明確で、確定する方法がない、こういう發言をされておりますが、しかしそ
のあとで、しかし南千島と北千島の違ひは実在する、こういうふうにご答弁になっております。そういうことから申しましても、
ヤルタ協定の問題はあとで申し上げることにいたしまして、まず千島列島という呼称は、一体どういう島々を千島と言うのかとい
うことを、一応お聞きしたいと思ひるのであります。実は私、千島と最も近い根室に参りまして、いろいろと土地の事情を聞きまし
たときに、南千島と言われている、エトロフ、クナシリ、シコタン島、ハボマイ諸島等から引揚げて来た人の約一万六千人くらい、
こういう人々は、すでに三代あるいは五代も前からこの島に住みついておられて、この島々がポツダム宣言あるいはカイロ宣言、
もちろんヤルタ協定を一応認めるとしましても、われわれはなぜ引揚げさせられたかということについて、非常に大きな疑問を持
つております。そういう点についても、この際これをはつきりしておくことがたいへん必要であろうと考えるわけでありまして、一
般に千島列島と申されておりますが、その中のハボマイ諸島とシコタン島、クナシリ島、エトロフ島等の島々は、非常に早くから
北海道本島に属しておられて、根室の国と、こう呼ばれております。そしてエトロフ島以北のカムチャツカ半島に至る十八の島々
が、いわゆる千島の国と、こういうふうには呼ばれておるのであります。それでそのエトロフ島以南の、すなわちエトロフ島から南
部の島々は、徳川幕府の初めから、日本人が住んでおられて、三百有余年の長きにわたつて、父祖代々相次いで漁業に従事して
いたというのが、島の歴史上の明らかな事実であります。そのことは一八五四年、安政元年に、帝政ロシアと締結をいたしました
神奈川條約、一名下田條約とも言われておりますが、これによつても明らかにされておるのであります。すなわちその第二條に、
「今より後日本国とロシア国との境は、エトロフ島とウルツツ島との間にあるべし、エトロフ島全島は日本に属し、ウルツツ島全
島とそれより北方クリル諸島はロシアに属し、樺太島に至りては日本国とロシア国との間において境界を設けず、これまでのしき
り通りたるべし。」という一條があるのであります。これはわれわれの解釈によりますと、今まで不明確であつたロシアと日
本の境をはつきりしたと解釈できると思ひるのであります。しかもその後いろいろ樺太の所有問題についてトラブルがありましたの
で、一八七五年の五月、明治八年にわが国の全権榎本武揚がロシアにおもむき、千島・樺太交換條約というもの締結した、こ
ういうことも当然御承知と思ひるのであります。その第二條には、「クリル全島すなわちウルツツ島よりシムシム島に至る十八の
島々は日本領土に属し、カムチャツカ地方、ロパトカ岬とシムシム島との間なる海峡をもつて両国の境界とす。」という一條
があるのであります。この二つの條約から照らしまして、明らかにわれわれは、ここに千島列島という名で呼ばれる部分は、少く
もエトロフ島とウルツツ島との間の千島水道と言われる以北が、いわゆる千島列島と呼ばれるものである。その以南は先ほど申し
上げましたように、いわゆる北海道本島に属する根室の国の一部である。こういうふうにご考へてしるべきであると思ひのであり

¹⁹ 国会会議録より。

²⁰ 浦口鉄男衆議院議員(立憲養正會)。

ますが、その点についてまず見解をお聞きしたいと思います。

○島津政府委員 ヤルタ協定の千島の意味でございますが、いわゆる南千島、北千島を含めたものを言っておると考えるのです。ただ北海道と近接しておりますハボマイ、シコタンは島に含んでいないと考えます。

○浦口委員 そういたしますと、一八七五年、明治八年の千島、樺太交換條約と非常に矛盾して来るのでありますが、先ほど申し上げましたように、この第二條では、クリル全島、すなわちウルツプ島よりシムシム島に至る十八の島々、こういうふうには北千島というものに対してはつきり第二條で定義されておるのでありますが、その点はいかがですか。

○島津政府委員²¹ 北千島の定義がそのようになっておるものと考えます。千島の定義につきましては、いろいろな経緯、歴史もあるわけでございますが、ただいま問題になっておりますヤルタ協定でいわゆる千島というものを先ほど私解釈したのでありますが、……。それで御了承を願います。

○浦口委員 私の承知するところでは、北千島、南千島というのはいわゆる下田條約と千島・樺太交換條約、この二つの條約によつてこういう俗称が出たと考えておりますので、公文書の上では南千島、北千島の差はないというふうには承知いたしておりますが、何かそういう公文書の上で明示されたものがあるならば、お知らせ願いたい。

○西村(熊)政府委員²² それは一九四六年の一月二十九日付の総司令官の日本政府にあてたメモランダムであります。例の外郭地域を日本の行政上から分離するあの地域を明示された覚書であります。その第三項の中に「千島列島・ハボマイ諸島及びシコタン島」とございます。いわゆる南千島と北千島とを合せて千島列島という観念で表示してあります。

○浦口委員 その條項も私は実は調べたのでありますが、島津條約局長のおつしやるように、ザ・クリル(千島)アイランズと、こうなっております。そうなりますと、先ほど申し上げました千島・樺太交換條約の第二條にはクリル全島、こういうことになっておまして、それはいわゆる下田條約による千島水道以北であるということは、はつきりするのであります。従つてその千島水道以南のエトロフ、クナシリ——シコタン、ハボマイはもちろんでありますが、これはは当然含まれない。こういう解釈が明らかになるのでありますが、その点いま一応御答弁願います。

○西村(熊)政府委員 御質問の趣旨がよくわかりませんので、もう一度お繰返しいたいと思います。私は政務局長とまつたく同意見ではございますが、……。

○浦口委員 そうしますと、もう一度話が元へ返るようになるのでありますが、実は下田條約では、今より後日本国とロシア国との境は、エトロフ島とウルツプ島との間にあるべしという一條があるわけですが、これによつて條約上初めて日本とロシアの境がきまつたわけですが、ですからエトロフ島以南、すなわちエトロフ、クナシリ以南の島は当然もう日本国としてはつきりきまつていた後において、千島・樺太交換條約によつて、クリル全島すなわちウルツプ島よりシムシム島——ウルツプ島というのはエトロフとの境であります。下田條約によつてすでに日本と決定されたその以北、いわゆるウルツプ島以北がクリル全島、こういう呼称で呼ばれているのであります。そうでなければこの條約の文章が成立たないのであります。

○西村(熊)政府委員 その條約の條文を持ちませんので、確とした自信はございませんが、今繰返された文句によれば、例の明治八年の交換條約で言う意味は、いわゆる日露間の国境以外の部分である千島のすべての島という意味でございましょう。ですが千島列島なるものが、その国境以北だけがいわゆる千島列島であつて、それ以南の南千島というものが千島列島でないという反対解釈は生れないかと思ひます。

○浦口委員 私はどうもそれがよくわからないのであります。もう一度詳しく申し上げたいのですが、時間がありませんので、外務省の方で御研究願いたいと思います。この次にまた見解を発表していただきたいと思ひます。

それでは引續いてそういうことからいたしますと、実はその前にポツダム宣言及びその根拠たるカイロ宣言については、すなわち第一次世界戦争以後において日本が奪取し、または占領した一切の島嶼を剥奪すること、日本国はまた暴力及び貧欲により、日本国が略取したる他の一切の地域より駆逐せらるべし。この條項は千島——一応それを南千島、北千島とわけてお話してもよろしいのですが、その両方ともこれには該当しない、そういうふうには考えるのでありますが、その点いかがでありますか。

○西村(熊)政府委員 もちろんそう考えます。従つてヤルタ協定の文句も特にハンド・オーヴァー——引渡すという字を使つております。南樺太は返還すべしという用字が使つてあるにかかわらず、千島列島につきましてはハンド・オーヴァー——引渡すという違つた用語が使つてあります。その辺を考慮した上での條文かと私もは了解しております。

○浦口委員 そうなりますと、南と北の問題は別といたしまして、クナシリ、エトロフ、ハボマイ諸島、シコタン島から強制的に引揚げなければならなかつた、その間の理由はどういう理由によるか、その点お伺ひします。

○西村(熊)政府委員 今度の戦争後におきまして、連合国の日本及びドイツに対します政策の一つといたしましては、日本人及びドイツ人は将来における国境の内部に全部移住させるという政策がとられたようであります。従いましてドイツについても同じでございますが、日本につきましては、日本軍の占領地域ないしは日本の行政下の管轄の外に置かれました領域に在住しておりました邦人も、全部いわゆる強制引揚げということになつたわけでございますが、その一環として、千島における在留民も、本国へ帰らざるを得ないことになつたのでございます。

【解説】野党の浦口委員は、この質疑において、1855年の「日本國魯西亞國通好條約」および1875年の「サンクト・ペテルブルク條約」の一般的に流布されている外務省訳に基づき、シムシム島からウルツプ島までを千島列島であると主張した上で、政府に千島列島の範囲をたずねたが、政府委員の島津外務省政務局長および西村外務省条約局長は、1875年の「サンクト・ペテルブルク條約」で列挙されているシムシム島からウルツプ島までの18島は北千島であり、それにエトロフ島とクナシリ島の南千島を加えたもの、すなわちシムシム島からクナシリ島までが、「ヤルタ協定」における千島列島の範囲であると答弁している。他方、齒舞群島と色丹島は千島列島には含まれないとしている。

8. 1951年3月31日衆議院「齒舞諸島返還懇請に関する決議」²³

²¹ 島津久永(しまづひさなが)外務省政務局長。

²² 西村熊雄外務省条約局長。

²³ 国会会議録より。

現在ソ連邦の占領下にある歯舞諸島は、地理的には花咲半島の延長であり、古来より根室の一部として日本人が居住していたのである。又行政区域からも歯舞諸島は根室国であり、明らかに北海道本土の一部をなしてわが国固有の領土であり、天然的、歴史的環境をもつものである。

しかるに終戦当時これらの島に駐とんせる日本軍隊が千島と同一の指揮系統にあって降伏した事情等のため、北海道と分離せられ、ソ連邦に引き渡されたのである。しかもこれらの諸島は、わが国水産業の上からは国民栄養の重要要素である水産物生産地としてまことに重要な地域である。

さらにこれらの海域はしばしば濃霧が発生し、船舶の運航は困難であり、なお且つ、彼我の領土が指呼の間にある現在においては領海侵犯あるいは捕等の事件がひん発する状態である。このように国際的紛争がじゃっ起することは、平和国家として再発させるわが国将来に暗影を投ずることとなり憂慮される次第である。

よって連合各国の深い御理解、御同情により、講和條約締結に当っては、歯舞諸島はわが国に返還されるよう懇請する。右決議する。

【解説】当時の領土返還要求の対象となっている領域が歯舞諸島であることがわかる。

9. サンフランシスコ平和条約 (1951年9月8日) 第2条c項²⁴

Article 2

(c) Japan renounces all right, title and claim to the Kurile Islands, and to that portion of Sakhalin and the islands adjacent to it over which Japan acquired sovereignty as a consequence of the Treaty of Portsmouth of September 5, 1905.

第二条

(c)日本国は、千島列島並びに日本国が千九百五年九月五日のポーツマス条約の結果として主権を獲得した樺太の一部及びこれに近接する諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

【解説】この条項は極めてシンプルに、日本による千島列島および樺太南部の放棄を規定している。しかし、「千島列島」の範囲を明確に規定していないため、現在、「日本政府も国会審議などで、国後、択捉両島は日本固有の領土であって、サンフランシスコ平和条約で放棄した『千島列島』には含まれないという見解を繰り返し明らかにしてきています²⁵」といった主張がなされている。また、本条項は、日本が放棄した千島列島および樺太の帰属先が明記されていない。ソ連は、サンフランシスコ講和会議に、中華人民共和国が招かれていないこと、およびこの条項に千島列島および樺太の帰属先がソ連であることが明記されていないことなどに不満を示し、本条約に調印しなかった。

10. 1951年10月19日衆議院平和条約及び日米安全保障条約特別委員会（いわゆるサンフランシスコ平和条約批准国会）におけるサンフランシスコ講和条約第二條(c)項における千島列島の範囲についての質疑²⁶

○高倉委員²⁷ 本会議また昨日の委員会を通じまして、いろいろと條約問題につきまして質問がなされておりますので、われわれの言わんと欲することも大方言い盡されているような次第であります。実は二十四日に大体質問をする考えでございましたし、本日は総理もお疲れのことと思っておりますから、頭を冷静にされてからお聞きした方がおもしろいかなと思っておりますので、簡潔に二、三御質問申し上げたいと思っております。

まず領土の問題であります。過般のサンフランシスコの講和條約の第二條の(C)項によりますと、日本国は千島列島の主権の放棄を認められたのである。しかしその千島列島というものはきわめて漠然としておる。北緯二五・九度以南のいわゆる南西諸島の地域の條文におきましては、詳細に区分されておるのであります。千島列島は大きくばではつきりしていないのであります。そこで講和條約の原文を検討する必要があります。條約の原文にはクリル・アイランド、いわゆるクリル群島と明記されておるように思いますが、このクリル・アイランドとは一体どこをさすのか、これを一応お聞きしたいと思います。

○吉田国務大臣²⁸ 千島列島の件につきましては、外務省としては終戦以来研究いたして、日本の見解は米政府に早くすでに入っております。これは後に政府委員をしてお答えをいたさせますが、その範囲については多分米政府としては日本政府の主張を入れて、いわゆる千島列島なるものの範囲もきめておろうと思っております。しさいのことは政府委員から答弁いたさせます。

○西村(熊)政府委員 條約にある千島列島の範囲については、北千島と南千島の両者を含むと考えております。しかし南千島と北千島は、歴史的に見てまったくその立場が違うことは、すでに全権がサンフランシスコ会議の演説において明らかにされた通りでございます。あの見解を日本政府としてもまた今後とも堅持して行く方針であるということは、たびたびこの国会において総理から御答弁があつた通りであります。

なお歯舞と色丹島が千島に含まれないことは、アメリカ外務当局も明言されました。しかしながらその点を決定するには、結局国際司法裁判所に提訴する方法しかあるまいという見解を述べられた次第であります。しかしあの見解を述べられたときははまだ調印前でございますので、むろんソ連も調印する場合のことを考えて説明されたと思っております。今日はソ連が署名しておりませんので、第二十二條によつてヘーグの司法裁判所に提訴する方途は、実際上ない次第になつております。

○高倉委員 このクリル群島と千島列島を同じように考えておられるような今のお話であります。これは明活八年の樺太・クリル交換條約によつて決定されたものであつて、その交換條約によりますと、第一條に、樺太全島はロシア領土として、ラベルーズ海峡をもつて両国の境界とする。第二條には、クリル群島、すなわちウルツブ島から占守島に至る十八の島は日本領土に属す。カムチャツカ地方、ラバツカ岬と占守島との間なる海峡をもつて両国の境とする。以下省略しますが、こういうふうになつておる。この條約は全世界に認められた国際的の公文書でありますので、外務当局がこのクリル群島というものと、千島列島というものの

²⁴ 英文は外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/region/europe/russia/territory/edition92/period4.html>)、邦訳は外務省『我らの北方領土 資料編』2015年版、21頁 (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000035454.pdf>)。

²⁵ 外務省『我らの北方領土』2015年版、11頁 (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000035437.pdf>)。

²⁶ 国会会議録より。

²⁷ 高倉定助衆議院議員（農民新党）。

²⁸ 吉田茂内閣総理大臣。

翻訳をどういうふうと考えておられるか、もう少し詳しく御説明を願いたいと思います。

○西村(熊)政府委員 平和条約は一九五一年九月に調印されたものであります。従つてこの条約にいう千島がいずれの地域をさすかという判定は、現在に立つて判定すべきだと考えます。従つて先刻申し上げましたように、この条約に千島とあるのは、北千島及び南千島を含む意味であると解釈しております。但上両地域について歴史的に全然違つた事態にあるという政府の考え方は将来もかえませんということをご答弁申し上げた次第であります。

○高倉委員 どうも見解が違いますのでやむを得ないと思いますが、過般の講和会議においてダレス全権が、齒舞、色丹諸島は千島列島でない、従つてこれが帰属は、今日の場合国際司法裁判所に提訴する道が開かれておると演説されておるのであります。吉田全権はそのとき、千島列島に対してもう少しつつ込んだところの—齒舞と色丹は絶対に日本の領土であるとは言つておられますけれども、国際司法裁判所に提訴してやるというまでの強い御意思が発表されていなかったようでありますが、この問題に對しまして、ただいまあるいは今後も、どういふようなお考えを持つておられるかということについて伺います。

○吉田國務大臣 この問題は、日本政府と総司令部の間にしばしば文書往復を重ねて来ておるので、従つて米国政府としても日本政府の主張は明らかであると考えますから、サンフランシスコにおいてはあまりくどくど言わなかつたのであります。しかし問題の性質は、米国政府はよく承しておると思ひます。従つてまたダレス氏の演説でも特にこの千島の両島について主張があつたものと思ひます。今後どうするかは、しばらく事態の経過を見ておむるに考えたいと思ひます。これは米国との関係もありますから、この関係を調節しながら処置をいたす考えであります。

【解説】野党の高倉委員の質問に対して、政府委員の西村外務省條約局長は、一貫して、千島列島は北千島と南千島を含むと答弁している。また、1855年の「日本國魯西亞國通好條約」および1875年の「サント・ペテルブルク條約」など過去の條約を根拠にあげて、千島列島の範囲について議論しようとする高倉委員に對し、西村は、「サンフランシスコ平和條約」は1951年9月に調印されたものであるから、現在の立場で解釈すべきであると主張している。したがって、以下に示す、1952年7月31日、1953年7月7日、1953年11月7日の衆議院「領土に関する決議」は、いずれも1951年10月19日衆議院平和條約及び日米安全保障條約特別委員會において明らかにされている政府の立場に基づき、領土返還要求の対象を齒舞諸島および色丹島とすることで一貫している。

11. 1952年7月31日衆議院「領土に関する決議」²⁹

平和條約の発効に伴い、今後領土問題の公正なる解決を図るため、政府は、國民の熱望に應えてその実現に努めるとともに、時に左の要望の実現に最善の努力を拂われたい。

一 齒舞、色丹島については、当然わが國の主權に属するものなるにつき、速やかにその引渡を受けること。

二 沖繩、奄美大島については、現地住民の意向を十分に尊重するとともに、差し当り教育、産業、戸籍その他各般の問題につき、速やかに、且つ、広い範囲にわたりわが國を参加せしめること。なお、右に関して奄美大島等については、従来鹿児島縣の一部であつた諸事情を考慮し特別に善処すること。

三 小笠原諸島については、先ず旧住民の復歸を実現した上、教育、産業、戸籍その他各般の問題につき、速やかに、且つ、広い範囲にわたりわが國を参加せしめること。

右決議する。

12. 1953年7月7日衆議院「領土に関する決議」³⁰

平和條約の発効以来、齒舞及び色丹島等の復歸を図ることは、わが國民あげての宿望であり、また、沖繩、奄美大島、小笠原諸島等が内地の施政から切り離されている不便を除去することも國民久しく切望し來つたのである。本院においても、院議をもつてしばしばこれを要望したが、いまなお、その実現を見るに至らないことは、國民のひとしく遺憾に堪えないところである。

よつて政府は、速やかにこれら諸島が完全にわが國に帰属するよう最善の措置を講ずべきである。

右決議する。

13. 1953年11月7日衆議院「領土に関する決議」³¹

平和條約の発効以来、齒舞及び色丹島等の復歸を図ることは、わが國民あげての宿願であり、久しく待望しつあつたところである。本院においても、院議をもつてしばしばこれを要請し來つたのであるが、いまなお、その実現を見るに至らないことは、國民ひとしく遺憾に堪えないところである。

本院は、よつて政府が、速やかにこれら諸島が完全にわが國に帰属するよう最善の措置を講ずべきことを要望する。

右決議する。

【解説】1952年7月31日、1953年7月7日、1953年11月7日の衆議院決議は、1951年10月19日衆議院平和條約及び日米安全保障條約特別委員會において明らかにされている政府の立場に基づき、領土返還要求の対象を齒舞諸島および色丹島としていることで一貫している。

14. 日本國とソヴィエト社會主義共和國連邦との共同宣言(1956年10月19日)³²(抜粋)

相互理解と協力のふん囲氣のうちに行われた交渉を通じて、日本國とソヴィエト社會主義共和國連邦との相互關係について隔意のない広範な意見の交換が行われた。日本國及びソヴィエト社會主義共和國連邦は、兩國間の外交關係の回復が極東における平和及び安全の利益に合致する兩國間の理解と協力の発展に役だつものであることについて完全に意見が一致した。

日本國及びソヴィエト社會主義共和國連邦の全權団の間で行われたこの交渉の結果、次の合意が成立した。

1 日本國とソヴィエト社會主義共和國連邦との間の戦争状態は、この宣言が効力を生ずる日に終了し、兩國の間に平和及び友好善隣關係が回復される。

2 日本國とソヴィエト社會主義共和國連邦との間に外交及び領事關係が回復される。兩國は、大使の資格を有する外交使節を選

²⁹ 国会會議録より。

³⁰ 同上。

³¹ 同上。

³² 外務省ホームページ『われらの北方領土 資料編』2015年版、24-25ページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000035464.pdf>)。

滞なく交換するものとする。また、両国は、外交機関を通じて、両国内におけるそれぞれの領事館の開設の問題を処理するものとする。

3 日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦は、相互の関係において、国際連合憲章の諸原則、なかんずく同憲章第2条に掲げる次の原則を指針とすべきことを確認する。

- (a) その国際紛争を、平和的手段によって、国際の平和及び安全並びに正義を危うくしないように、解決すること。
- (b) その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使は、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎むこと。

日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦は、それぞれ他方の国が国際連合憲章第51条に掲げる個別的又は集団的自衛の固有の権利を有することを確認する。

日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦は、経済的、政治的又は思想的のいかなる理由であるとを問わず、直接間接に一方の国が他方の国の国内事項に干渉しないことを、相互に、約束する。

4 ソヴィエト社会主義共和国連邦は、国際連合への加入に関する日本国の申請を支持するものとする。

5 ソヴィエト社会主義共和国連邦において有罪の判決を受けたすべての日本人は、この共同宣言の効力発生とともに釈放され、日本国へ送還されるものとする。

また、ソヴィエト社会主義共和国連邦は、日本国の要請に基づいて、消息不明の日本人について引き続き調査を行うものとする。

6 ソヴィエト社会主義共和国連邦は、日本国に対し一切の賠償請求権を放棄する。

日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦は、1945年8月9日以来の戦争の結果として生じたそれぞれの国、その団体及び国民のそれぞれ他方の国、その団体及び国民に対するすべての請求権を、相互に、放棄する。

7 日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦は、その貿易、海運その他の通商の関係を安定したかつ友好的な基礎の上に置くために、条約又は協定を締結するための交渉をできる限りすみやかに開始することに同意する。

8 1956年5月14日にモスクワで署名された北西太平洋の公海における漁業に関する日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の条約及び海上において遭難した人の救助のための協力に関する日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の協定は、この宣言の効力発生と同時に効力を生ずる。

日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦は、魚類その他の海洋生物資源の保存及び合理的利用に関して日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦が有する利害関係を考慮し、協力の精神をもって、漁業資源の保存及び発展並びに公海における漁獲の規制及び制限のための措置を執るものとする。

9 日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦は、両国間に正常な外交関係が回復された後、平和条約の締結に関する交渉を継続することに同意する。

ソヴィエト社会主義共和国連邦は、日本国の要望にこたえかつ日本国の利益を考慮して、歯舞群島及び色丹島を日本国に引き渡すことに同意する。ただし、これらの諸島は、日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の平和条約が締結された後に実際に引き渡されるものとする。

10 この共同宣言は、批准されなければならない。この共同宣言は、批准書の交換の日に効力を生ずる。批准書の交換は、できる限りすみやかに東京で行われなければならない。

【解説】1954年12月10日に発足した鳩山政権が発足すると、鳩山一郎総理は、1955年の年頭記者会見でさっそく日ソ平和条約締結に取り組む意欲を示した。1月26日、ダレス米国務長官が、①ソ連との取り決めは日米安保条約・日華平和条約に抵触しないようにする、②サンフランシスコ条約と矛盾しないようにする、③歯舞、色丹は日本領土との日本の主張を支持する、と伝えてきたこともあり、鳩山は、歯舞群島と色丹島の返還を目標として平和条約締結交渉に入った。1955年8月4日、フルシチョフ・ソ連共産党第一書記が歯舞群島と色丹島の引き渡しを条件に平和条約締結を提案し、鳩山はそれを受け入れようとするが、日ソ接近を警戒する米国国務省の意向を受け、政府・外務省内で4島返還論が浮上し、交渉は9月にいったん中断した。翌1956年7月31日に交渉が再開されたが、政府・外務省内で意見がまとまらず、8月19日、重光は、ダレスとの会談で歯舞群島と色丹島の引き渡しでの妥結を主張するが、ダレスは歯舞群島と色丹島の引き渡しで妥結すれば沖縄返還はないと述べ（「ダレスの恫喝」）、鳩山は平和条約なしの国交正常化へと方針を転換し、10月19日に日ソ共同宣言が調印された。

15. 1961年10月3日衆議院予算委員会における「北方領土問題」に関する質疑³³

○野田（卯）委員³⁴ 次に北方領土の問題等に触れたいと思いますが、去る九月二十九日、ソ連政府から手交されました、池田総理の返書に対するフルシチョフ総理大臣の回答及び日本の核実験への抗議に対する回答に関しまして、政府の見解をただしたいと思います。

右の回答において、フルシチョフ首相は、領土問題は一連の国際諸協定によってすでに解決されておるにかかわらず、貴下がこの問題を持ち出されることは、日ソ関係の完全な正常化の途上に人為的障壁を作ろうとしているとの感がある、こう言っておるのであります。私も南千島は日本固有の領土であることを主張して参りましたし、またこれを主張する幾多の根拠を持っておるのでございます。また過去の国際諸協定においてもこの問題は解決されておりません。従いまして、このフルシチョフ首相の言葉はまことに大いなる暴言であると言わざるを得ないと存するのでございます。この回答に対しまして、総理大臣の御見解を承りたい。なおこの返書に関して今後何らかの措置をとられんとするか、あわせてお尋ねをする次第であります。

○池田国務大臣 北方領土の問題に対しまして、フルシチョフ氏がああいう回答をしてきたことは、事実を無視した暴論である、私は絶対にこれに承服するわけには参りません。お話し通り、幕府時代の日露条約にいたしましても、また明治八年の南樺太、千島の交換の場合におきましても、千島とは得撫島以北十八の島をさすことに国際的になっておるわけでございます。クーリル・アイランズとは、得撫島以北十八島になっておるわけでございます。だからそれに含まない択捉、国後、歯舞、色丹は、当然これ

³³ 国会会議録より。

³⁴ 野田卯一衆議院議員（自由民主党）。

は日本固有の領土であります。カイロ宣言を受けましたポツダム条約をわれわれは受諾いたしましたのでございますが、カイロ宣言には、やはり固有の領土を侵害するものではないということをはっきりきめてある。そしてヤルタ協定をソ連は持ち出しておりますが、アメリカにおきましても、これを今では否認する気持ちになっておる。また先般日ソ共同宣言のときも、アメリカにおきましては択捉、国後は日本の固有の領土であるということをおっしゃるのであります。これは国際的にも認められておる。しかもサンフランシスコ条約に調印しないソ連が、サンフランシスコ条約で得撫島以北のクーリル・アイランズを放棄したものを、自分の方に放棄したということをおっしゃるのは、これはとんでもない矛盾撞着であると私は考えます。その後におきましても松本全権が、領土問題は平和条約のときに話をする、こういうグロムイコとの協定があるのであります。私はこういう事実から申しまして、われわれの主張は絶対に歴史的にも国際的にも正しいと考えておるのであります。

(中略)

○河野(密)委員 私は、日本社会党を代表いたしまして、首相並びに外務大臣、関係閣僚に対しまして、主として外交問題を中心としてお尋ねをしたいと思います。

本第三十九臨時国会におきましては二つの問題が課題となっております。一つは外交問題、現下の国際情勢にいかに対処すべきかという問題であり、いま一つは経済問題、曲がり角にきた日本の経済をいかに指導すべきかという問題であると思っております。

世間では池田首相は自他ともに許す財政経済のベテランであり、外交問題についてはしろうとである、しかるに政治の成果を見ると、くろうとのはずの財政経済政策で大きなミスをやるとのじゃないか、かえって外交の面で点をかせぐのではないか、こういう評価をいたしております。これは池田首相としてはおそらく心外なことであろうと存じますが、世間の評価はそういうふうであるのであります。

しかし世間が点をかせぐのではないかとおっしゃる池田内閣の外交政策そのものに対して、私たちは決して安心しておるわけには参らぬと思うのであります。経済政策の是非は直接国民の生活にはね返って参りますので、国民の関心もきわめて高く、その成敗利鈍がてきめんわかって参ります。しかし外交問題になりますと、結果の反応がゆっくりとわかって参りますので、ややもすればなおざりにされがちであります。しかし国家百年の大計を考えてみる際には、外交政策こそ重要に考えなければならないと思うのであります、この意味から、私は具体的な問題につきまして、池田総理の外交政策について、率直なる御見解を尋ねたいと思うのであります。

第一にお尋ねをいたしたいのは日ソ関係であります。見本市が開かれたのを機会といたしまして、来朝いたしましたソ連のミコヤン副首相が、八月十六日にフルシチョフ首相の親書を池田首相に手渡しました。これを契機として、一連の書簡の往復があったことは御存じの通りであります。池田総理は、フルシチョフ首相の主張を反駁して返書を送った中において、平和条約締結の前提として北方領土の解決を求める、こういうことを回答いたしましたのに対しまして、フルシチョフ首相から重ねて書簡が参りまして、北方の領土はすでに解決済みである、すでに日本が権利、権原を放棄した領土について、今さらにその死点——死んだところから動かそうとすることは無理だ、こういうことを述べておるのであります。これに対しまして池田総理は、先般の参議院の本会議場を通じまして、領土問題には一步も譲らない、こういう強硬な見解を吐露いたしまして、本日の本委員会における午前中の質疑におきましても、同じようなことを池田総理は繰り返しておられたと思っております。

そこで私は事の順序といたしまして、この領土問題、南千島を日本の領土なりと主張する理由はどこにあるのであるか、池田総理が領土問題は一步も譲らぬと言われるその根拠はどこにあるのであるか、これを一つ組織立てて御説明を願いたいと思っております。

○池田国務大臣 お求めでございますから、時間がかかるかわかりませんが、しばらく御清聴を願いたいと思っております。

幕末におきましてわが国民が相当北方に参りました。あるいは千島にあるいは樺太に参りましたことは御承知の通りでございます。しこうしてそういう問題がございましたので、日露の関係におきまして一八五五年、領土に関する条約が結ばれたのであります。その当時も、われわれは択捉、国後は日本の固有領土であるということを確認いたしております。次に明治八年、一八七五年におきましては、日露の間に南樺太と千島の交換がございました。そのときに千島、クーリル島というものは、初めて国際的に得撫島以北十八島ということに相なっておりますのであります。このことを考えますと、ちょうど吉田全権がサンフランシスコにおきまして、われわれはきん然とこの平和条約を受諾いたしますが、齒舞、色丹は日本の領土であり、択捉、国後はいまだかつて日本より離れたことはないのだ。ここに日本の固有の領土であるということをはっきり宣明いたしておるのであります。これが、私が日本の固有の領土であると言う根拠でございます。

その次に、国際的にこの千島に対しましての帰属の問題が出たのは、一九四一年、大西洋条約でございます。その後において、カイロ宣言におきましては領土不拡張——大西洋条約でも領土不拡張、カイロ宣言でも領土不拡張ということを確認されたのであります。そうしてわれわれは、カイロ宣言に基づくポツダム宣言を無条件に受諾いたしましたのでございますから、領土不拡大の原則によって、古来からの日本の領土であった択捉、国後というのは、日本から離れるべきものではないという確信を持っております。あるいはいわく、フルシチョフ氏は、一連の平和条約によってもう既定の事実になっておる、こういうことを言われますけれども、その条約とは何であるか、これはヤルタ協定でございます。ヤルタ協定におきましては、三者の間において樺太、千島はソ連に渡すという密約ができたらしい。われわれは関知いたしません、カイロ宣言は関知いたしません。その密約によりましてかどうか、サンフランシスコ平和条約の草案につきましては、参議院の本会議でも述べたと思っておりますが、昭和二十六年の二月ころのダレス氏の草案は、南樺太はソ連にリターンする、返還する。千島はソ連にハンド・オーバーする、譲渡するという草案であったと私は記憶いたします。その草案ができたゆえんのもの、察するにヤルタ協定にあったから、アメリカもそういうことを草案に書いたのかもわかりません。しかしわれわれが二十六年の九月にサンフランシスコへ参りましたときに議題になりました平和条約につきましては、ソ連に樺太を返すとか、あるいは千島をソ連に譲渡するということは一つも見当たりません。われわれは御承知の通りに樺太、千島に対しましては権利、権原及びあらゆる請求権を放棄するとおるのであります。だれに放棄するのか、平和条約に調印した相手国に放棄するのであります。しこうして今の外務大臣のグロムイコは、外務次官、首席全権として参りましたときにこれを指摘しております。草案と違うじゃないか。違うんです。もう返還とか譲渡じゃないのです。これは、日本国が権利、権原、あらゆる請求権を一方的に放棄するというだけであります。ソ連は何の理由があつて今までこれを占領しているのでしょうか。私は、その平和条約に調印しないソ連が、もう国際的にきまりきった問題だと言うことはフルシチョフの独断だと考えます。しこ

うして千島の問題につきまして、どこからがクールル島かということは、先ほど歴史的に申し上げた通りであります。吉田さんも、これは日本の領土から離れたことはないのだ、ヤルタ協定に対しまして、アメリカがこれを有効、無効と言うことは別問題である。ヤルタ協定で話されたより違った平和条約が出てきて、そうしてそれに調印したのであります。私はこのゆえをもちまして、大西、洋憲章あるいはカイロ宣言、ポツダム宣言、平和条約のそれからいって、当然日本のものであるということを主張いたしたいのであります。またアメリカにおきまして、この千島の解釈につきましては、一九五六年、択捉、国後は日本の固有の領土であるということを宣言しているのであります。

○河野（密）委員 千言万語を費やして御説明になりましたが、私が今池田総理が言われたことを要訳してみますと、その国後、択捉は歴史的に見て日本の固有領土だ、こういうこと、それからヤルタ協定というのは秘密協定であって、これは認めることができないのだ、こういうことが理由であると思うのであります。その通りでよろしゅうございますか。

○池田国務大臣 ヤルタ協定につきましては、日本は周知いたしておりません。

○河野（密）委員 私は、この領土の問題はきわめて微妙な問題でありますから、誤解をしないように一つ聞いてもらいたいののであります。この固有の領土ということ、どういってどこから平和条約あるいはカイロ宣言、ポツダム宣言——固有の領土ということがどっかに使ってありましようか。

○池田国務大臣 領土不拡大という原則が打ち立てられております。従って領土不拡大ということの前提には、固有の領土ということがあられるわけでございます。

【解説】いわゆるサンフランシスコ平和条約批准国会における1951年10月19日の政府答弁は、10年後の1961年10月3日の衆議院予算委員会における池田勇人内閣総理大臣による答弁により完全に否定された。池田は、10年前には政府によって退けられた野党の主張であった、1875年の「サンクト・ペテルブルク条約」で列挙されている18島こそ千島列島であるという見解を、こんどは内閣総理大臣として主張し、政府の立場を10年前の立場から180度転換させた。また、この池田の答弁では、「領土不拡大」の原則と結びつけて、「固有の領土」論も展開されている。この1961年10月3日の池田の答弁は、3日後の10月6日、正式に、政府見解となり、今日に至っている。

16. 現在の日本政府の主張³⁵

一九五一年九月八日に署名されたサンフランシスコ平和条約は、千島列島と南樺太について次のとおり規定しています。

「日本国は、千島列島並びに日本国が一九〇五年九月五日のポーツマス条約の結果として主権を獲得した樺太の一部及びこれに近接する諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。」（第二条(c)）

この規定によって、日本は千島列島と南樺太を放棄しましたが、平和条約はこれらの地域が最終的にどこに帰属するかについては、何も定めていません。ソ連は、これらの地域を一時的に自国の領土に編入しましたが、国際法上これらの地域がどこに帰属するかは今なお未定であるわけです。

また、平和条約は「千島列島」(The Kurile Islands)の地理的な範囲をはっきりと定めていませんが、この点については、平和条約を結んだ際の次の諸事情が考慮されるべきであると考えます。

すなわち、平和条約の草案が検討されていた段階で、日本政府は、歯舞群島、色丹島は北海道の一部であり、また、国後、択捉両島は千島列島とは違って一度も外国の領土となつたことがないこと、及びこれら諸島は動植物分布など地理的条件が千島列島とは違うことを示す資料を米国政府に提出しました。

サンフランシスコ会議で、日本の吉田全権は歯舞群島、色丹島が日本本土の一部を構成するものであることはもちろん、国後、択捉両島が昔から日本の領土だった事実について会議参加者の注意を喚起しています。

この会議で、米国のダレス全権は、ポツダム降伏条件が日本及び連合国全体を拘束する唯一の講和条約であること、したがって、いくつかの連合国の間には私的な了解があったが、日本も他の連合国もこれらの了解には拘束されないことを明らかにしました。

したがって、平和条約そのものは千島列島の地理的範囲をはっきりと定めていませんが、我が国の立場は十分明らかにされています。平和条約という「千島列島」には、日本固有の領土である歯舞群島、色丹島及び国後、択捉両島は含まれないとの解釈は、我が国を拘束するいかなる国際合意とも矛盾しません。

日本政府も国会審議などで、国後、択捉両島は日本固有の領土であって、サンフランシスコ平和条約で放棄した「千島列島」には含まれないという見解を繰り返し明らかにしてきています。

その後、米国政府は、一九五六年九月七日の日ソ交渉に対する米国覚書で、「択捉、国後両島は（北海道の一部たる歯舞群島及び色丹島とともに）常に固有の日本領土の一部をなしてきたものであり、かつ、正当に日本国の主権下にあるものとして認められなければならないものである」という公式見解を明らかにして、我が国の立場を支持しています。

さらに、一九五四年、北海道上空で米国の飛行機が撃墜されるという事件が起りましたが、同事件に対して米国政府がソ連政府に宛てた一九五七年五月二十三日の書簡でも、サンフランシスコ平和条約、ヤルタ協定などの「千島列島」という言葉が、「従来常に日本本土の一部であったものであり従って正義上日本の主権下にあるものと認められるべき歯舞群島、色丹島又は国後島、択捉島を含んでもいなければ含む様に意図されもしなかった」ということを繰り返し言明する。」と記されています。

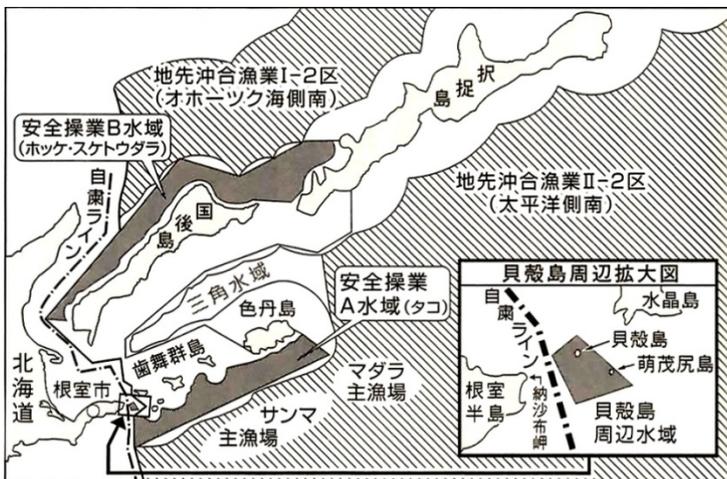
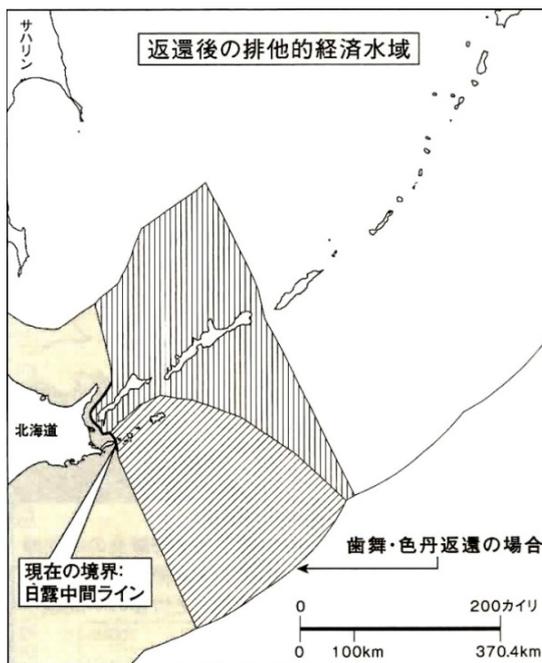
これら米国政府の文書は、サンフランシスコ平和条約の起草国としての米国の立場から、これまで述べた日本政府の解釈の正しさを確認したものです。

³⁵ 外務省ホームページ『われらの北方領土』2015年版、10-11ページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000035444.pdf>)。

以下の地図は、いずれも岩下明裕『北方領土・竹島・尖閣、これが解決策』（朝日新書、2013）より。



北方領土これが解決策(133頁より)



安全操業図 (原図作成：根室市)